

免許番号 共第53号

漁場の位置 姫路市大塩町及び的形町地先

漁場の区域 次の点A、B（導流堤に沿う。）、ア、イ及びCを順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、塩田用水路を除く。

点の位置

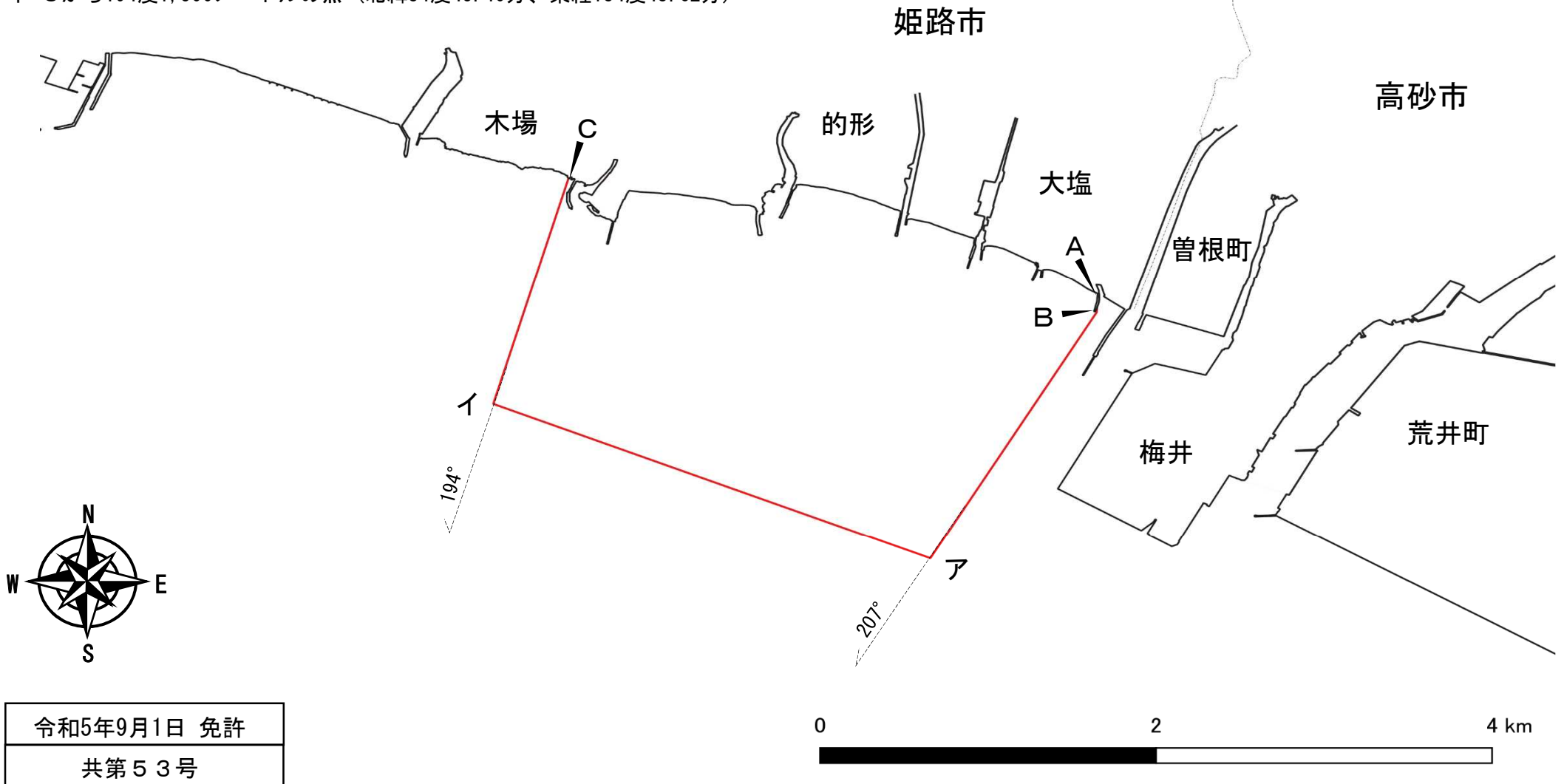
A 姫路市大塩町大塩塩田東濤尻右岸の護岸南角（北緯34度45.80分、東経134度45.56分）

B 姫路市大塩町大塩塩田東濤尻右岸導流堤先端（北緯34度45.72分、東経134度45.55分）

C 最大高潮時海岸線における姫路市の的形町・木場界（北緯34度46.19分、東経134度43.86分）

ア Bから207度1,770メートルの点（北緯34度44.87分、東経134度45.02分）

イ Cから194度1,500メートルの点（北緯34度45.40分、東経134度43.62分）



表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件		
1	1	あおのり漁業		11月1日から5月31日まで	1	えむし漁業		1月1日から12月31日まで	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。		
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで	1	わかめ漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	おごのり漁業		1月1日から12月31日まで	3	地びき網漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とりがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	はまぐり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで							
1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号	共第53号		摘 要				

免許番号		共第53号		摘要			
共有漁業権事項							
順位番号	持分	事項	順位番号	持分	事項	備考	
	1	姫路市白浜町字万代新開甲912番地8 姫路市漁業協同組合 高砂市高須18番8号 伊保漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	<p>表記のとおり漁業権の設定の登録をする。</p> <p>令和5年9月1日</p>	1	<p>姫路市白浜町字万代新開甲912番地8 姫路市漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。</p> <p>令和5年9月1日</p>		